

令和2年9月30日

各町内自治会長 様

千葉市総務局防災対策課長

地域避難施設（仮称）認定制度の概要案内と利用意向調査について（送付）
～町内自治会集会所を地域住民の避難先として認定する制度～

日頃より本市防災行政に御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、昨年度の風水害では道路が寸断されたことにより、指定避難所に避難できない事案が発生し、地域の皆様からは、身近な町内集会所も避難先として使用できるようにしてほしいとの意見が寄せられているところです。

一方、市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大をふまえ、「新型コロナウイルス等感染症対策を踏まえた避難所開設運営方針」を策定し、複数避難先の確保や避難所スペースの拡大など分散避難への取り組みを推進しています。

そこで、地域の住民に身近な避難先として、町内自治会が保有する集会所を活用できる制度（「地域避難施設（仮称）認定制度」）を検討しております。

つきましては、今後の制度検討の参考とさせていただきたく、本制度の概要（案）をご確認のうえ、制度の利用意向調査にご協力くださいますよう、お願いいたします。

記

1 制度概要（案）

別添「分散避難と地域避難施設（仮称）【案】」のとおり

2 利用意向調査

(1) 調査要領

制度概要（案）を確認し、利用意向のある場合、「意向調査票（別添）」をご提出ください。

(2) 提出期限

令和2年11月30日（月曜日）

(3) 提出方法

電子メール、FAX、郵便、持ち込み等により、防災対策課（本文最下部枠内）宛て提出

3 今後のスケジュール

時期	全般スケジュール	（先行運用の場合）
令和2年9月	● 制度の利用意向調査（～11月末）【本通知】	
10月以降		● 先行運用開始（要件審査を経て認定後）
12月	● 意向調査で「利用意向あり」の自治会に対し、申請書を発送	● 先行運用開始済みの自治会に対し、申請書を発送
令和3年1月	● 制度開始（※）	
1月以降	● 本格運用の開始（要件審査を経て認定後） ● 先行運用を行っている集会所から優先的に備蓄品を配布	

（※）：本意向調査において「制度の利用意向なし」と回答された場合であっても、制度開始後に利用申請は可能です。

<反対側の面もご確認ください>

4 留意事項

(1) 制度の先行運用に関すること

①先行運用とは

本制度の運用開始は令和3年1月を予定しております。ただし、独自の取り組みとして同様の制度の検討を進めている等により、制度開始に先んじて避難者の受け入れを希望する町内自治会におかれましては、「制度開始を待たずして本制度の運用を可能とする（＝先行運用）」予定です。

②先行運用を希望する場合

本意向調査の「意向調査票」で「先行運用を希望する」旨を記入し、その先の「認定要件セルフチェック」を実施のうえ、ご提出ください。先行運用にあたり、備蓄品を希望する場合は、可能な限り対応しますので、ご相談ください。

③先行運用の認定の効果

本制度の運用開始は令和3年1月を予定しているため、先行運用は令和2年12月までとなります。1月以降の運用は、12月中に制度利用の申請書を送付しますので、申請書をご提出のうえ審査を経て認定となります。

なお、現在、制度開始に向けて詳細な運用や要件について検討中です。今回お示しする制度概要はあくまで案であり、認定要件等が制度開始までに変更となる場合があります。変更後の要件を満たさなくなった場合は、先行運用開始後であっても認定を取り消すこととなります。

(2) 認定施設「地域避難施設（仮称）」の運用に関すること【先行運用・通常運用ともに共通】

①認定施設における感染症対策

今年度、市が作成した「新型コロナウイルス等感染症対策を踏まえた避難所開設運営方針」及び「避難所開設運営方針の具体例」を参考としてください。

なお、本方針及び具体例については、避難所運営委員会及び施設管理者へ既に送付した他、市ホームページに掲載しております。

市ホームページ掲載先：<https://www.city.chiba.jp/somu/bosai/hinanjounei.html>

②認定施設への備蓄品等の配備

認定施設へ配備する備蓄品等については、各区役所での配布を予定しております。要件審査を経て認定する際、配布方法をご案内する予定です。

千葉県総務局防災対策課

所在地：〒260-8722 千葉県中央区千葉港1番1号

担当：対策実施班（奥野、小賀坂）

電話：043-245-5147

FAX：043-245-5552

E-mail：bosaitaisaku.GE@city.chiba.lg.jp

<反対側の面もご確認ください>